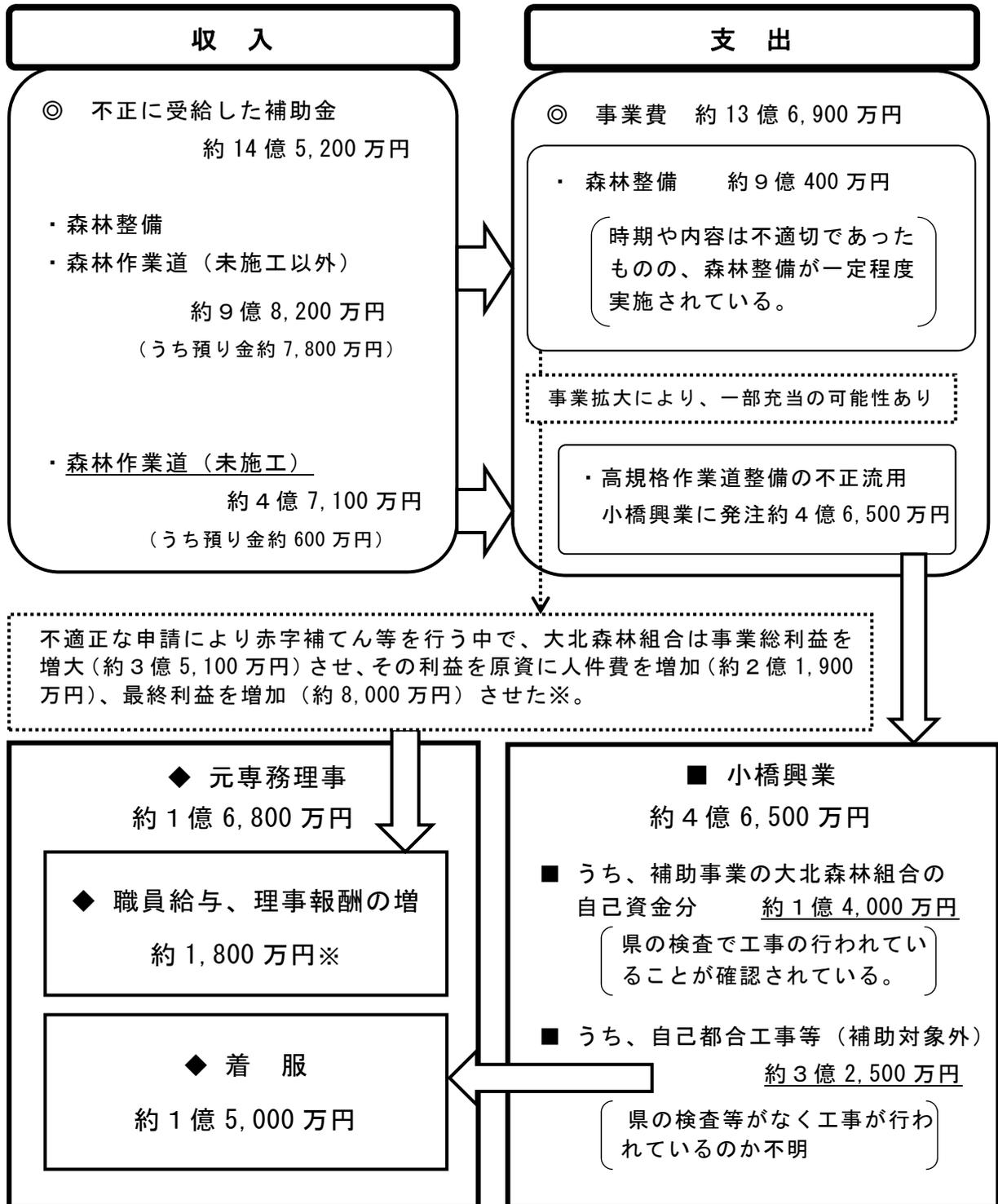


大北森林組合が不正に受給した補助金の使途のイメージ

- 不正に受給した補助金の対象期間は平成 19 年度から平成 25 年度までの 7 年間で、大北森林組合の会計年度は各年 3 月から翌年 2 月まで



※大北森林組合が初めて不正に補助金を受給した平成 19 年度の直前 3 年の平均額を、平成 19 年度から 25 年度までの各年度に超過した額の合計